

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開に係る第三者照会に関する規程

平成 19 年 6 月 26 日

訓令第 11 号

改正 平成28年 2月23日 訓令第 2号

改正 令和 5年 3月24日 訓令第 5号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号。以下「条例」という。）第 11 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、第三者からの意見聴取等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取等)

第 2 条 広域連合長は、公開の請求があった情報に第三者に関する情報が記録されている場合で、条例第 11 条第 1 項に規定する可否の決定を行うに当たり、当該第三者の意見を聴く必要があると認めるときは、当該第三者から意見を聴取するものとする。

2 前項の意見聴取は、行政情報公開意見照会書（様式第 1 号）により行うものとする。

(意見聴取を行う情報の範囲)

第 3 条 意見聴取を行う情報の範囲は、公開の可否の決定が客観的かつ容易に判断できる内容以外の情報について行うものとする。

(意見聴取の内容)

第 4 条 広域連合長は、第三者に意見聴取を行う場合は、次に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 個人に関する情報にあつては、プライバシー侵害の有無のほか、公開をすることについての意見及び公開をした場合の影響
- (2) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報にあつては、権利利益侵害の有無のほか、公開をすることについての意見及び公開をした場合の影響
- (3) 国又は他の地方公共団体に関する情報にあつては、協力関係又は信頼関係への影響の有無のほか、公開をすることについての意見及び公開をした場合の影響

(意見聴取の方法)

第 5 条 意見聴取の方法は、原則として次のとおりとする。

- (1) 文書による当該第三者からの意見聴取
- (2) 当該第三者に対する必要な資料の提出依頼

2 広域連合長は、公開の請求があった情報に多数の第三者に関する情報が記録されているときは、プライバシーその他の権利利益の侵害が重大であると認めるものを抽出して聴取することができる。

3 第1項第1号の意見聴取は、行政情報公開意見回答書（様式第2号）により回答を得るものとする。ただし、やむを得ない理由により、第三者から口頭で意見聴取を行った場合には、第三者情報に関する意見聴取書（様式第3号）を作成するものとする。

（可否の決定）

第6条 広域連合長は、第2条から前条までの規定により第三者から意見聴取を行ったときは、当該意見等を参考にして、当該第三者に関する情報の性格、価値、その情報を公開した場合の影響等について十分考慮し、総合的な判断によって可否の決定をするものとする。

（可否決定の通知）

第7条 広域連合長は、第2条から第5条までの規定により第三者から意見聴取を行い公開の可否を決定したときは、当該第三者に対し、当該可否の決定の内容その他必要な事項を通知するものとする。

2 前項の通知は、行政情報公開可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事後の処理）

第8条 この規程に基づく事務は、当該情報を作成し、又は取得した所管課において処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年6月26日から施行する。

附 則（平成28年訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

行政情報公開意見照会書

第 号  
年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長 印

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例により公開の請求のあった情報に、あなたに関する情報が記載されています。

ついては、公開決定の検討の参考とするため御意見をお聴きしたいので、別紙「行政情報公開意見回答書」により御回答をお願いします。

情報の件名又は内容	
お聴きしたい事項	
回 答 期 限	年 月 日 ( )
問 い 合 わ せ 先 ( 所 管 課 等 )	

(注) 回答期限までに御回答がない場合は、御意見のないものとして扱わせていただきます。

行政情報公開意見回答書

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

情報の件名又は内容	
<p>1 公開されても支障を生じない。</p> <p>2 公開されると支障を生じる。 （公開により支障を生じる部分）</p> <p>（理由）</p>	

（注） 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

第三者情報に関する意見聴取書

意見聴取年月日		年 月 日 午前・午後 時 分
意見聴取の方法		<input type="checkbox"/> 来 庁 <input type="checkbox"/> 電 話 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
第 三 者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
	電 話 番 号	
情報の件名又は内容		
第 三 者 の 意 見 聴 取 内 容		
<input type="checkbox"/> 公開されても支障を生じない。  <input type="checkbox"/> 公開されると支障を生じる。 （公開により支障を生じる部分）  （理由）		
備	考	

行政情報公開可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

茨城県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付け 第 号で御照会させていただきました公開の可否については、次のとおり決定しましたので通知します。

情報の件名又は内容	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
	(公開することとした部分及びその理由)
公 開 す る 日 時	年 月 日 ( ) 時から
問 い 合 わ せ 先 ( 所 管 課 等 )	

- 教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において茨城県後期高齢者医療広域連合を代表する者は茨城県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。